

中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会
スポーツの振興に関する特別委員会(第5回)
スポーツ基本計画の在り方に関するヒアリング資料

期日：平成23年10月7日(金)
会場：東海大学交友会館富士の間

公益財団法人 日本体育協会

1. スポーツ基本計画策定にあたっての基本方針の明示

(1) スポーツ立国の実現のイメージ像を明示する必要がある。

- ・ スポーツ基本法の理念として、「スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進する」と記述されている。
- ・ 今回のスポーツ基本計画策定にあたっては、まず、このスポーツ立国の実現のイメージ像を具体的に示して、スポーツ推進の目標とする必要がある。

(2) 新たなスポーツ文化の確立の具体的な中味を明確にする必要がある。

- ・ これまでスポーツ文化の内容としては、「スポーツ観（目的論、手段論）」、「スポーツ規範（競技規則、マナー、エチケット等）」、「スポーツ戦略（技術、戦法等）」、「スポーツ事物（用器具、ウェア等）」が一般的に認識されていた。
- ・ スポーツ立国戦略において「新たなスポーツ文化の確立」がうたわれているが、今後のスポーツ基本計画の策定にあたっては、「新たなスポーツ文化」の具体的な中味を明確に示し、スポーツ事業推進の目標とする必要がある。

(3) スポーツ基本計画の全体構成の考え方

- ・ 上記（1）及び（2）を明確にした上で、各種事業推進の基本方針と具体的な事業内容の構築を行う必要がある。

2. 日本体育協会が推進する主なスポーツ振興事業

(1) 国民体育大会の開催

該当項目

- ・国際競技力の向上に向けた人材養成・スポーツ環境の整備
- ・ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

【現状】

- ・国民体育大会は、昭和21（1946）年、第1回大会が開催されて以降、毎年、都道府県持ち回りで実施し、地域のスポーツ振興とジュニア競技者の育成を含む競技力向上の基盤作りに貢献している。
- ・都道府県において国民体育大会の開催を契機に、スポーツ文化の形成やスポーツ組織の充実が図られるなど重要な役割を果たしている。
- ・国民体育大会のあり方に関しては、平成15（2003）年、大会の簡素・効率化、競技の充実・活性化を目指して、「国体改革2003」を策定し、種々の改革への取組みを推進している。
- ・冬季大会においては、その競技特性から開催可能な開催地が限られるとともに、地方財政のひっ迫と相まって、近年は開催地がなかなか決まらない状況にある。
- ・国体選手を対象として、平成15（2003）年の静岡国体からドーピング検査を導入し、毎年、約250検体の検査を実施している。

【課題】

- ・今後、わが国の幅広い国際競技力向上を図るためには、各都道府県が実施するジュニア競技者の発掘・育成を含む競技力向上事業について、国、JOC、日体協及び都道府県体育協会が連携して推進していくための体制づくりと支援が必要である。
- ・冬季大会開催県における運営費及び施設整備費の一部は、スポーツ振興くじの財源が活用されているが、今後、国体を中心に冬季競技の一層の振興を図るためには、全国的な競技施設の一層の整備・充実を図ることが不可欠である。
- ・競技会として公平・公正をより一層推進する観点から、ドーピング検査の拡充とともに、ドーピング防止のための教育・啓発活動の充実を図る必要がある。

【関連する基本法の規定】

第十二条（スポーツ施設の整備等）

第二十五条（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十六条（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十九条（ドーピング防止活動の推進）

第三十三条（国の補助）

(2) 中・高齢者スポーツ大会の開催

該当項目

- ・若者のスポーツ参加の機会の拡張や高齢者の体力づくり支援等、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

【現状】

- ・平成13(2001)年から、スポーツ愛好者の中で競技志向の高いシニア世代（原則として、35歳以上60歳未満）を対象として、「日本スポーツマスターズ大会」を毎年開催している。
　　<「日本スポーツマスターズ2011石川大会」の参加者数：13競技 約8,000名>
- ・参加者がスポーツを互いに競い合いながら楽しむことで、生涯スポーツのより一層の普及・振興を図り、生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持・向上に寄与している。

【課題】

- ・ライフステージにおけるスポーツ活動の一環として、「日本スポーツマスターズ大会」について、国民体育大会同様、国の主催者としての参画を希望する。
- ・高齢化社会の進展に対応するため、同大会の実施競技（現状13競技）の拡充は急務であるが、競技会の運営経費は企業協賛金等で賄っており、別途、運営経費の一層の確保等、安定した財源の措置が不可欠である。
- ・わが国は、今後さらなる超高齢社会を迎え、多様な高齢者スポーツの推進が求められている。そのため60歳以上の高齢者スポーツ愛好者層を対象とした新たなスポーツイベントの創設について検討していく必要がある。

【関連する基本法の規定】

第二十一条（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十二条（スポーツ行事の実施及び奨励）

第三十三条（国の補助）

(3) 総合型地域スポーツクラブの育成

該当項目

・住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備

【現状】

- ・ 総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）は、地域住民が主体的に運営する地域密着型のスポーツ活動の場であるとともに、地域住民の交流の場として、地域コミュニティ再生などに大きな役割を果たしている。
- ・ 本会では、地域住民の身近なスポーツ活動の場として、また、地域コミュニティの再生に貢献するため、平成 9（1997）年から、スポーツ少年団を核とした育成モデル地区事業を開始、平成 16（2004）年からは、国の委託事業として全国展開している。
- ・ また、平成 14（2002）年から、スポーツ振興くじ助成事業として、創設されたクラブに対して支援事業を実施している。

＜平成 23 年 7 月現在、全国の市区町村 1,747 の内、1,318 市区町村（75.4%）において 3,241 の総合型クラブが創設済み又は創設準備中＞

- ・ 本会では、総合型クラブの活動の定着・発展を図るため、平成 21（2009）年に「総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC 全国ネットワーク）」を設立している。

【課題】

- ・ 「スポーツ振興基本計画」では、当初、平成 22 年度を目途に全国の市区町村に総合型クラブの 100%設置を目指していたが、今後、100%（現状 75.4%）まで設置するかどうかの方向性を明らかにする必要がある。（65%のスポーツ実施率達成のためには、新たな総合型クラブの育成が必要）
- ・ 全国の市区町村への総合型クラブの設置 100%を目指すのであれば、これまで以上の啓発活動を展開するとともに、単一種目・多世代・多志向型の地域クラブに対しても支援する必要がある。
- ・ 地域においてスポーツ活動の場は、学校施設や公共スポーツ施設が中心となっている。しかしながら、現状ではその活動の場の確保が十分とは言えない状況である。地域住民のニーズの動向を踏まえて、国の責務として身近なスポーツ施設の整備や学校施設の充実を図ることが必要である。
- ・ SC 全国ネットワークの組織については、現在、全国 45 都道府県に組織が整備されている状況であるが、創設された総合型クラブの活動の定着・発展を一層図るためには、SC 全国ネットワーク及びその構成メンバーである都道府県総合型クラブ連絡協議会のマンパワーや財政など、組織体制の整備と活動基盤の充実が不可欠である。

【関連する基本法の規定】

第十二条（スポーツ施設の整備等）

第十三条（学校施設の利用）

第二十一条（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十二条（スポーツ行事の実施及び奨励）

(4)スポーツ指導者の育成

該当項目

- ・学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ・住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備
- ・若者のスポーツ参加の機会の拡張や高齢者の体力づくり支援等、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ・国際競技力向上に向けた人材養成・スポーツ環境の整備
- ・スポーツ界における好循環の創出

【現状】

- ・本会では、生涯スポーツ社会の実現を図るため、スポーツ実施者の多様なニーズに対応して、適切な指導のできる資質の高いスポーツ指導者の養成を、都道府県体育協会及び中央競技団体と連携して、昭和40（1965）年から継続的に実施している。

＜昭和63（1988）年から国の「社会体育指導者の知識・技能審査事業」に基づく指導者養成を開始、その後、平成12（2000）年から文部省令としての「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となったが、平成17年度末に廃止される。現在は、日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づき実施している。＞

【課題】

- ・「国民の30%程度が地域のスポーツクラブへ加入する」状況を想定した場合、スポーツ指導者の必要数は65万人となり、さらなるスポーツ指導者の養成が必要である。

＜本会が養成した指導者数：約33万人／別表①参照＞

- ・スポーツ指導者養成事業の質・量の拡充を図るため、体育系大学等専門教育機関や各学会等との連携、各都道府県に養成拠点を整備する等、養成体制の充実を図る必要がある。
- ・時代の要請に対応した新たな分野の資格制度の創設について検討する必要がある。
- ・＜スポーツ歯科医やスポーツロイヤー＜弁護士＞など＞
- ・有資格指導者の社会的認知度の向上と活動環境の整備ならびに積極的な活用の推進（学校におけるスポーツ指導者の活用等新たな活動範囲の拡充）などに対応するため、国の責務としてスポーツ指導者の育成・活用指針を策定する必要がある。
- ・国のお墨付き（事業認定）が無くなった現状を鑑み、有資格指導者の志気を高め充実した指導活動を行うため、スポーツ指導者養成事業について、国の全般的な財政支援が求められる。

【関連する基本法の規定】

第十一条（指導者等の養成等）

第十四条（スポーツ事故の防止等）

第二十一条（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十五条（優秀なスポーツ選手の育成等）

第三十三条（国の補助）

＜別表①＞公認スポーツ指導者数一覧【H22.10現在】

*印は国庫補助、△印はtoto助成、■はJKA補助を受けて実施する事業（H23年度）

スポーツリーダー（■）	184,935名	スポーツプログラマー	4,679名	アシスタントマネージャー	2,208名
指導員（*）	90,248名	フィットネストレーナー	770名	クラブマネージャー（△）	168名
上級指導員（*）	14,568名	ジュニアスポーツ指導員（*）	4,801名		
コーチ（*）	12,263名	アスレティックトレーナー（△）	1,493名	スポーツトレーナー1級	72名
上級コーチ（*）	4,589名	スポーツドクター（△）	5,295名	スポーツトレーナー2級	156名
教師	3,803名	スポーツ栄養士（*）	35名		
上級教師	1,649名			合計	331,732名

(5) 青少年スポーツの育成

該当項目

- ・学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ・住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備

【現状】

- ・昭和37(1962)年、「ひとりでも多くの少年・少女にスポーツの喜びを」、「スポーツを通して、少年・少女のからだところを育てる組織を地域社会の中に！」を目的に、日本体育協会創立50周年を記念して日本スポーツ少年団が創設された。
- ・平成22年度、団数36,029団、団員数864,547人、指導者数210,187人がメンバーとして登録している。

＜団員構成は小学生世代の加入が多い状況：764,079人（これは全小学生数の10.93%）＞

- ・子どもの体力低下あるいは運動に対する二極化傾向に対応するため、文部科学省の委託を受け開発した「アクティブ・チャイルド・プログラム」について、スポーツ少年団の指導者、保護者に対する普及活動を実施している。

【課題】

- ・青少年の問題行動や体力低下の課題に対応するため、より多くの子どもたちにスポーツ少年団活動への参加を促すことが必要であり、国及び地方公共団体の協力・支援が求められる。
- ・今後、スポーツ少年団活動の一層の充実・活性化を図るため、学校、地域並びに競技団体との連携を促進するとともに、その実情に応じた市区町村レベルのスポーツ大会の創設、スポーツ教室の開催をはじめとした多様なスポーツイベント等の実施が必要である。
- ・地域においてスポーツ活動の場は、学校施設や公共スポーツ施設が中心となっている。しかしながら、現状ではその活動の場の確保が十分とは言えない状況である。子どもたちや地域住民のニーズの動向を踏まえて、国の責務として身近なスポーツ施設の整備や学校施設の充実を図ることが必要である。

【関連する基本法の規定】

第十一条（指導者等の養成等）

第十二条（スポーツ施設の整備等）

第十三条（学校施設の利用）

第十四条（スポーツ事故の防止等）

第十七条（学校における体育の充実）

第二十一条（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十二条（スポーツ行事の実施及び奨励）

(6)スポーツによる国際交流の推進

該当項目

- ・オリンピックなど国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
- ・スポーツ界における好循環の創出

【現状】

- ・ アジア近隣諸国を中心とする諸外国とのスポーツを通じた交流を実施し、相互理解と友好親善を推進するため、子どもから高齢者までの幅広い交流事業を展開している。
 - 1974年～ : 日独スポーツ少年団同時交流事業
 - 1991年～（*） : 海外青少年スポーツ振興事業（ODA事業／14国・地域が対象）
 - 1993年～（*） : 日・韓・中ジュニア交流競技会（高校生世代の競技者が対象）
 - 1997年～（*） : 日韓スポーツ交流事業（姉妹都市などによる地域交流含む）
 - 2007年～（*） : 日中スポーツ交流事業（姉妹都市などによる地域交流含む）
- 【*は国庫補助事業】
- ・ 交流国の国際スポーツ組織と連携・協力し、スポーツ情報の提供・収集を行い、わが国および交流国のスポーツ振興の推進と子どもたちを含む市民レベルにおける友好・親善の構築に寄与している。

【課題】

- ・ 現状の交流国に加え、他のアジア・オセアニア諸国等とのスポーツによる平和・友好・親善を図るため、本会をはじめ都道府県や市区町村レベルでのスポーツ指導者や子どもを含むスポーツ愛好者の交流の充実を図る必要がある。
- ・ 東アジアエリアの一層の交流を図る上で、シニア世代の愛好者等を対象とするマスターズ大会（仮称）の開催を検討する必要がある。

【関連する基本法の規定】

第十九条（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第二十七条（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第三十三条（国の補助）